

国見町の相談会場以外での確定申告の方法 各自可能な方法で余裕を持って申告してください

確定申告 住民税 の申告相談会が始まります

1 税務署が開設する申告相談会場『アオウゼ（AOZ）』での申告

- 会 場 アクティビシニアセンター・アオウゼ（AOZ）
(福島市曾根田町 1-18 MAX ふくしま 4階)
- 期 間 2月 16 日(月)～3月 16 日(月)
(土・日・祝日を除く。ただし、3月 1 日(月)は開設)
- 時 間 午前 9 時 15 分～午後 4 時 ※午前 9 時開場
・申告書作成会場では、ご自身のスマートフォンを使用して申告書を作成します。事前に設定した暗証番号をご確認ください。
・MAX ふくしまの駐車場は、駐車時間が 2 時間を超えると有料になります。
・会場入場には整理券が必要です。取得方法は①LINE アプリでのオンライン事前発行、②会場付近で当日券を受け取る方法があります。
- 福島税務署 ☎ 534-3121 ※確定申告に関する一般的な相談は『電話相談センター』でお答えしますので、音声案内に従い「1」番を選択してください。



[オンライン事前発行]

2 郵送・持参による提出（ご自身で作成された方）

- 提出先 福島税務署又は国見町税務課
・福島税務署へ持参提出する場合、玄関前に設置されている収受ポストへの投函も可能です。
・町申告相談会場への持参提出も可能です。その際、申告相談会への参加は不要です。

3 自宅のパソコンやスマートフォンで確定申告 おすすめ!!

- パソコン、スマートフォンなどから画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます。マイナポータル経由で「公的年金の源泉徴収票」や「医療費通知情報」など、データの自動入力機能が拡大され、ますます便利になっています。
・読み取り対応のスマートフォンであれば、マイナンバーカードの電子証明によるe-Tax（電子申告）が可能です。
・作成した申告書を印刷して郵送・持参することも可能です。
・国税庁 HP では、動画などで分かりやすく解説されています。

※詳しくは『確定申告』で検索か
こちらの QR コードから確認 ⇒



税理士による『確定申告および税の無料相談会』のお知らせ

東北税理士会福島支部主催による相談会が開催されます。確定申告（所得税）のほか、相続税・贈与税など税に関することについても相談が可能です。

【福島税務相談所】※面談相談のみ（完全予約制・相談時間 30 分）

- 日 時 2月 13 日(金)～3月 10 日(火)（土・日・祝日を除く）
午前 10 時～午後 3 時 30 分まで
- 会 場 東北税理士会福島支部（福島市森合町 14 番 29 号）
- 申込み ☎ 534-3907（平日の午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分、土・日・祝日を除く）
※2 月 5 日(火)より先着順

ご確認ください マイナンバー

確定申告書にはマイナンバー（個人番号）の記載が必要です。
確定申告の際はマイナンバーカードを忘れずに持参してください。



申告が必要な方

申告相談に関するお願い

申告相談会の流れ

国見町の相談会場で申告相談

期 間 2月 12 日(木)～3月 16 日(月)（土・日・祝日・3/2 を除く）※3/8 回は事前予約制で実施

【午前の部】午前 9 時から（受付：午前 11 時 30 分まで）

【午後の部】午後 1 時から（受付：午後 4 時 30 分まで）

会 場 観月台文化センター 3 階 第 1 ・ 第 2 研修室（受付場所は 1 階ロビーになります）

「確定申告のお知らせ（はがき）」又は町から送付された「所得申告相談について（案内はがき）」などの必要書類を持参し、期限内に申告してください。

詳細は 1 月下旬に各戸配布した「申告相談のお知らせ」を確認してください。

問 税務課 課税係 ☎ 585-2778 / 申告相談会場 ☎ 585-1083（申告相談期間中に限る）

税務署や町からの「案内はがき」又は「所得申告相談受付票」が届いていない場合でも、次に該当する方は申告が必要です。

- ①「農業、営業などの事業を営んでいる」「地代、家賃、配当などの所得がある」
- ②「給与収入が 2 千万円を超える」「給与のほかに所得がある」「2 か所以上から給与をもらっている」「年末調整をしていない」
- ③「公共事業のために土地や建物を譲渡した」場合など

次の方は「簡易申告書」を提出してください。

- ・無収入の方や収入が遺族（障害）年金、雇用保険（失業給付金）のみの方は、申告相談を行うことなく町申告相談会場又は税務課（役場庁舎 1 階）に提出してください。（郵送也可）
- ※簡易申告書は税務課内に準備しています。また、町 HP からもダウンロードできます。

○混雑防止対策について

- ①相談時間短縮のため、事前に自宅などで書類（事業所得、医療費控除など）の作成をお願いします。また、パソコンやスマートフォンからでも申告書の作成が可能です。作成した申告書はデータでの提出（e-Tax）や印刷して郵送・持参することも可能です。詳細は税務署のホームページをご覧ください。
- ②来場者が集中することを防ぐため、町内会ごとに日程の割り振りをしています。
- ③1 階ロビーに受付を設置します。順番となり次第、受付時にお渡しするベルでお呼びします。
- ④当日の受付状況により、受付人数を制限します。
- ⑤平日の来場が困難な方を対象に、3 月 8 日回は事前予約制により相談会を行います。

事前予約はこちらから⇒



実際の相談会における基本的な流れは次のとおりです。

- ①本人確認のため、身分証明書の提示をお願いします
例）マイナンバーカード、運転免許証等の顔写真付きのもの
- ②申告する収入内容についてお伺いします
事業収入（農業・営業・不動産）の方 ⇒ 収支内訳書、帳簿等
給与、年金収入の方 ⇒ 源泉徴収票
上記以外の収入 ⇒ 収入内容が分かる資料
- ③申告する所得控除についてお伺いします
例）生命保険料控除証明書、医療費控除の証明書、各種扶養等
- ④申告書の内容確認
上記②、③により申告内容を反映した申告書案を職員が作成します。内容に間違いがなければ提出をして申告は終了です。